

お客様 各位

令和2年4月10日
改定：令和2年4月20日

破産手続開始決定についてのご連絡

破産者 株式会社 MJG
破産管財人 弁護士 三村 藤明

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

株式会社 MJG（東京都新宿区西新宿二丁目1番1号、代表者代表取締役 木崎優太。以下「破産者」といいます。）は、令和2年4月10日午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（事件番号：令和2年（フ）第2495号）、破産管財人として当職が選任されました。

本書面において、破産者の顧客の皆様に対して、今後の手続きについて Q&A 形式で説明いたします。

【ご質問】

Q1 MJG 接骨院・整体院はすべて閉店となるのでしょうか。

A1 MJG 接骨院・整体院には、破産者直営の店舗（以下、「直営店」といいます。）と、フランチャイズ店（以下、「FC店」といいます。）がございます。このうち、直営店につきましては、その一部を株式会社 **aprecio**（以下、「**aprecio**社」といいます。）に対し事業譲渡する予定です。具体的にどの店舗が事業譲渡の対象となるかは確定しておりません。追ってお知らせいたします。FC店につきましては、MJG社とFC店のオーナー様との契約は終了するものの、個々のFC店のオーナー様の判断により、**aprecio**社の元で、あるいはオーナー様独自に事業が継続される場合もあります。

aprecio社に承継されない直営店、及びオーナー様が事業の終了を決定されたFC店は閉店となります。

Q2 回数券（プログラム）を購入しましたが、返金されますか。

A2 誠に遺憾ではございますが、破産者が販売していた回数券（以下、「プログラム」といいます。）については、返金が行われない見通しです。

Q3 どうして返金がされないのですか。

A3 プログラムの約款には、一定の要件を満たせば、破産者による返金が行われることが規定されています。そのため、破産者は、一定の場合にプログラムの購入者に対して返金債務を負います。しかし、実際には、破産者の資力が著しく不足しているため、返金債務を弁済することができません。すなわち、大変遺憾ながら、破産者が返金債務を負う場合であっても、実際に返金される見通しはないこととなります。

Q4 プログラムは今後使えますか。

A4 **Q1** のとおり、**MJG** 整骨院・整体院は一部が **aprecio** 社の元で事業を継続します。この承継された店舗において、一定期間（2020年7月10日までの期間）、お客様が購入されたプログラムと同等のサービスが利用可能となる予定です。ただし、**aprecio** 社は、プログラムそのものを引き継ぐわけではありませんので、同社からプログラムについての返金はなされません。また、2020年7月11日以降は同社において上記サービスが利用できなくなりますので、ご注意ください。

（破産管財人へのお問い合わせ先）

Mail: MJG-info@amt-law.com

※お問合せの際には、氏名・住所・回数券の購入店舗を明記いただきますようお願いいたします。

以上